

マイホーム活用・セカンドライフを考える 「マイホーム借上げ制度」説明会

日 時： 令和8年11月28日（土） 10:30～12:00

会 場： 高槻市総合センター（高槻市桃園町2番1号）

14階 C1401会議室

参加費： 無料

住まなくなった大切なマイホームを
守りながら活用しませんか？



一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）の「マイホーム借上げ制度」は、新しい家へ住み替えされる方（原則50歳以上）のマイホームをJTIが借上げ、子育て期の家族等に貸し出す制度です。

子どもの独立により広くなった家の住み替えや、空家の活用をお考えの皆様、ぜひ説明会にご参加ください。

移住・住みかえ支援機構（JTI）

国交省管轄の高齢者住宅財団による認可を受け、「マイホーム借上げ制度」を運営する唯一の窓口として、国内の個人住宅を借上げ、転貸している組織です。

同制度は国の債務保証基金（高齢者住宅財団）によりバックアップされています。

マイホーム借上げ制度の全体イメージ



おすすめポイント

- ・ 自宅を売らずに老後の資金として活用でき、最初の入居者が決まればそれ以降空室となっても、規定の賃料が保証され、安定した賃料収入を得ることができます。
- ・ 入居者との賃貸トラブルは JTI がかわって対応します。

【主催】高槻市

【協力】一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）

🏠ご利用条件🏠

- ・国内にある住宅をお持ちの50歳以上の方
- ・住宅が耐震性等、所定の基準を満たしていること

※詳細は、**移住・住みかえ支援機構（JTI）**へ

【特例】50歳未満の方も対象となることがあります

- ・生活環境の変化により家が空く場合（転勤・転職・介護・支援・結婚離婚など）
- ・誰も住まずに空いてしまっている家を持っている場合（相続を含む） など

🏠制度の特徴🏠

マイホームを貸す側のメリット	マイホームを借りる側のメリット
・JTI が最長で終身にわたって住宅を借上げ、1人目の入居者が決定以降は、空室時でも賃料保証があるため、安定した賃料収入が見込める。 ・入居者とは原則3年の定期借家契約のため、契約終了時に再びマイホームに戻ることができる。 ・オーナー様は入居者との直接の関わり不要。家賃の未払いなど、トラブルの対応も JTI が行う。	・敷金や礼金の設定がない。 ・契約時に家賃保証会社に参加するため、保証人が必要ない。 ・壁紙など、一定の改修が可能。 ・耐震性のある住宅※を借りられる。 ※建物が新耐震基準であることとしています。 （昭和56年6月以降の建築確認申請が目安）

- 申込方法 電話、ファックス、窓口または市ホームページからの電子申込
（ファックスの場合、下部の申込書をご利用ください。）
- 申込期間 令和8年11月4日（水）～ 令和8年11月20日（金）まで
- 定 員 50名 （先着順、定員になり次第締切）
- 問合せ・申込先 高槻市 都市創造部 住宅政策課
（TEL）072-674-7525
（FAX）072-674-3125



※災害、感染症の拡大、その他やむを得ない事情により、中止・延期になる場合があります。

申 込 書

フリガナ		電話番号	
氏 名			
住 所		参加人数	